

凡 例

- 1 市町名の上部に記載しているのは基本構想のキャッチフレーズです。
- 2 調査期日の表示がないものは、原則として平成29年1月1日現在のものです。
- 3 資料の出典元について特段記載がないものは、原則として市町調べによります。
- 4 「市町村コード」は、総務省の『全国地方公共団体コード』における市区町村コードで、末尾の検査数字を含みます。
- 5 「市町村類型」は、総務省の『平成26年度類似団体別市町村財政指数表』に基づき、分類したものです。
- 6 「所在地」の欄の※印は、専用郵便番号です。
- 7 「地域開発区域の指定」は、次のとおりです。
 - ・過疎…過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により公示された市町
 - ・辺地…辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項の規定により該当となる地域を有する市町：○囲み数値は、地区数を表わします。
 - ・拠点都市…地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第4条の規定により指定された市町
 - ・離島…離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域を有する市町
 - ・高度技術…中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第28条第2項の規定により高度技術産学連携地域として設定された区域を有する市町
 - ・山振…山村振興法第7条の規定により指定された地域を有する市町
 - ・農工…農村地域工業等導入促進法第2条の規定により指定された区域を有する市町
 - ・特定農山村…特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条の規定により該当となる地域を有する市町
- 8 「役職」は、平成29年3月1日現在のものです。任期の横の数値は、当選回数、選任回数です。「正副議長」の欄においては、議員としての任期及び当選回数です。
- 9 「面積」のうち「総面積」は、国土地理院の平成28年10月1日現在の『平成28年全国都道府県市町村別面積調』によるものです。
なお、同数値が境界未定により公表されていない直島町にあっては、平成28年度普通交付税算定に用いた面積を表示しています。
「田」「畑」「宅地」「山林」は、『平成28年度分固定資産の価格等の概要調査等報告書』によるものです。「宅地化率」は次の算式によって算出しています。
宅地化率＝宅地面積÷民有地面積

- 10 「人口」「人口動態」は、『平成17年国勢調査』、『平成22年国勢調査』、『平成27年国勢調査』及び平成28年1月1日現在の『住民基本台帳人口』によるものです。なお、年齢階級別の外国人住民数が非公表となる場合や年齢不詳者がいる場合は、各年齢階級の総数に対する割合の合計と総数が一致しないことがあります。また、合併する以前の統計数値については、合算した数値により掲載しています。
- 11 「職員数」「平均給料」「ラスパイレス指数」については、平成28年4月1日現在の『平成28年地方公務員給与実態調査』によるものです。
- 12 「有権者数」は、平成28年12月2日現在の『選挙人名簿定時登録者数』です。
- 13 「産業」は、『平成22年国勢調査』によるものです。
- 14 「公共施設数」は、『平成27年度市町村公共施設状況調査』及び『平成28年度学校基本調査』によるものです。()内の数値は、組合立分を示しています。
- 15 「公共施設整備状況」は、『平成27年度市町村公共施設状況調査』及び『平成27年度地方公営企業決算状況調査』によるものです。
- 16 「財政指標等」は、『平成26年度地方財政状況調査』、『平成27年度地方財政状況調査』及び『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（以下『自治体財政健全化法』と略称）に基づく算定によるものです。財政標準規模は『自治体財政健全化法』の施行により、臨時財政対策債発行可能額を加えています。
- 17 「決算収支」「財源及び支出の状況」「歳入歳出」「税収」は、『平成26年度地方財政状況調査』、『平成27年度地方財政状況調査』によるものです。
なお、各区分は次のとおりとします。
一般財源：地方税、地方譲与税、各種交付金、地方特例交付金等、地方交付税
自主財源：地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
各種交付金：利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金
そ の 他：分担金及び負担金、使用料、手数料、国有提供施設等所在市町村助成交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入
※構成比は端数処理の関係で合計が合わない場合があります。
- 18 「公営企業」は、平成28年3月31日現在の『平成27年度地方公営企業決算状況調査』によるものです。
- 19 「財産区の状況」の面積は、財産区所有の土地面積です。
- 20 「外郭団体の状況」は、平成28年3月31日現在のものです。
- 21 「支所・出張所等数」の「支所」及び「出張所」は、地方自治法第155条に基づくもので、「その他窓口業務等取扱所」は、窓口的な業務のみを取り扱う公民館等です。

